

令和4年度「議会報告と町民との意見交換会」 実施方針（案）について

1 趣 旨

令和4年度議会活性化主要事業等計画に基づき、令和4年度「議会報告と町民との意見交換会」について、実施方針を定めるものである。

2 事業の根拠

- (1) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。
- (2) 芽室町議会基本条例第4条第2号（委員会及び委員長の活動原則）
町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第5項（町民参加及び町民との連携）
議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。
- (4) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

3 事業目標

現在取り組んでいる議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映することを目的とする。

4 事業概要

- (1) テーマ 各常任委員会にて検討
- (2) 開催日程 令和4年10月～12月
- (3) 対象者 町内小中学校単位のPTA
- (4) 開催回数 3回（中学校区での地域会館を開催場所とする）
- (5) その他
 - ・事前に実施要項を送付し、PTA内でも時間場所、開催方法などについて、検討できるよう時間的余裕を持って準備する。
 - ・実施規程については必要に応じて改正する。

5 今後のスケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
開催日					●	●	●		
議 運	●	●							
担当班		●	●	●					

- ・開催日…実施準備、実施、総括についてのおおまかな開催日程
- ・議 運…開催および総括の議案として提案する時期
- ・担当班…協議開催予定
- ・予定の入る月に●を入れる